

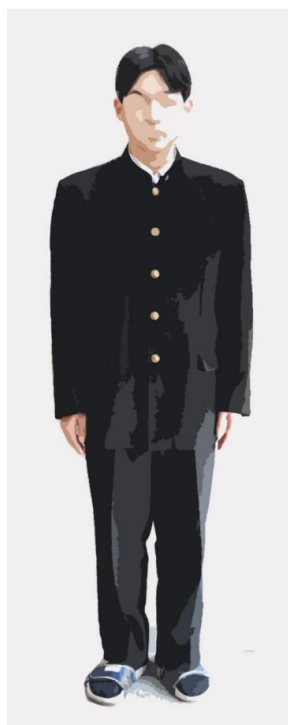
諸規定（全日制）

◎身嗜み

服装	○ 指定服を正しく着用する。ただし、異装の場合は届け出て許可を得ること。	
	男女共	<ul style="list-style-type: none"> ・靴下・コートは、色、柄、デザインが派手でないもの。 ・靴下の長さは、進路受験時にふさわしい長さを基準とする。 ・夏期については、白で無地のポロシャツの着用も可とし、左胸のポケットの位置（ない場合には、それに準ずる位置）に校章（ワンポイントマーク）をつける。 なお、ポロシャツはラインやマークなどないもので白一色のみとする。 ・寒い場合はコート等の防寒具の着用を認める。ただし、指定服の上に着用すること。 ・制服の中に着用する防寒着（セーター、ベスト、トレーナー等）は派手でないもの。 その際は、制服から出ないこと、出さないこと。 ・体調や傷病等により登下校時の異装を希望する場合は、異装届を提出すること。
	男子	<ul style="list-style-type: none"> ・指定服は変形でないものとし、所定のボタンをつけ、校章を左えりにつける。 ・指定服を脱ぐときには、白の長袖又は半袖のワイシャツとし、左胸のポケットの位置（ない場合には、それに準ずる位置）に校章（ワンポイントマーク）をつける。 また、ワイシャツの裾はズボンの中に入れることとする。
	女子	<ul style="list-style-type: none"> ・冬服、夏服共に指定服を着用する。所定のボタンをつけ、校章を左えりにつける。 ・スカート丈はヒザの真ん中とする。採寸後は手を加えないこと。 ・スカートの下にジャージ等を着用しないこと。 ・希望する生徒は指定スラックスの着用を認める。また、着用する場合、スラックスの上にスカートははかないこととする。
頭髪等	○ 清潔な髪型とする。 ※特に禁止している例は別紙参照	
	男女共	<ul style="list-style-type: none"> ・パーマをかけない。 ・染色をしない。 ・変形をしない（ツープロックなど）。 ・化粧、ピアス、カラコンなどはしない。 ・眉を剃ったり、細くしない。
	男子	<ul style="list-style-type: none"> ・髪が耳、目、襟にかからない。 ・前髪で眉毛が全て隠れるのは不可 ・眉に全てかかる場合は分ける。 ・ひげ、もみあげをのばさない。
女子	<ul style="list-style-type: none"> ・極端に長い場合は束ねる。 	
靴・バッグ	<ul style="list-style-type: none"> ・運動靴又は革靴とし、極端に変形したものや派手でないもの。 ・かかとをつぶして履かない。 ・上履きは指定のサンダルとする。 ・通学用のバッグは、開口部がファスナー等でしっかり閉じるもの。トートバッグ等、中身が見えてしまうものはメインバッグとしては不可。 	

群馬県立渋川工業高等学校 身嗜みタイプ

【Aタイプ】



【Bタイプ】



【Cタイプ】



◎通 学

- ・交通ルールやマナーを厳守し、整然と通行する。事故、違反は3日以内に届け出る。

●自転車通学

- ・届け出て本校のステッカー、反射板をつける。
- ・車両であることを自覚して、交通ルールを遵守する。
(傘さし、無灯火、二人乗り、並列走行、スピードの出し過ぎ、信号無視等をしない。)
- ・整備点検をかかさず、指定場所に駐輪する。
- ・ヘルメットの着用を推奨する。
- ・保険へ加入する。

●バイク通学（適応除外の項目を参照）

- ・原則としてバイク通学は認めない。但し、交通事情、手段等やむを得ない者は保護者の
願い出により実情調査の上、条件を付し許可をする。
- ・許可者は交通ルール、マナーを遵守するとともに、目的外使用を絶対にしないこと。
- ・本校指定の講習会に必ず参加すること。

◎運転免許証取得

●二輪（バイク）運転免許証

- ・本校の運転免許証取得及び利用基準に従う。
- ・判断力が不十分である高校生の交通事故未然防止の観点から、原則として二輪
(バイク)運転免許証の取得を許可していない。

○適用除外

通学事情に支障のある生徒及び特別な家庭事情のある生徒に限り、二輪車（バイク）
の購入・利用を許可する。

- ・適用除外による二輪車（50cc以下）の許可申請は、1年生の2学期以降とする。
- ・申請後、調査した上で条件を満たせば、2年生から利用できる。
- ・使用する二輪車は、原動機付自転車（50cc以下）に限る。

●四輪運転免許証

生徒指導上問題がなく、保護者、担任及び部活動顧問の承認を得ている3年生は、誕生日
2ヶ月前から教習許可を受けることができる。以下の事項を厳守すること。

- ・学業に支障をきたさない。
- ・教習は、2学期中間試験以降とする。
- ・定期試験1週間前から終了までは教習を中止する。
- ・仮検、卒検の際にやむなく学校を休む場合は、欠席扱いとする。
- ・教習所の卒業証明書及び仮免許証は、家庭学習まで保護者又は学校保管とする。
- ・自動二輪の教習は、卒業後とする。

◎校庭の通行

- ・登下校は正門とする。

◎掲示物等

- ・印刷物、掲示物等は許可を受ける。

◎不正行為等

- ・無断で欠席，早退，遅刻などをしない。
- ・暴力行為は禁止する。
- ・テスト時のカンニング行為などは禁止する。

◎アルバイト

- ・必ず届け出をして，学校の指導を受けること。
- ・アルバイトを行う理由・目的が明確であること。
- ・夏休み等は休業日数の2分の1以内。
- ・年度をまたいで続ける場合は，年度当初に再度，届け出をすること。
- ・次の業務に該当しないこと。

① 深夜業（午後10時より午前5時まで）

② 危険な業務

（高所作業，有害物・爆発物取り扱い，その他法で禁止されている業務）

③ 有害な業務（酒席，特殊な遊興的接客業務）

④ 宿泊を伴う業務，長時間通勤を要する業務

- ・学習や部活動などの学校生活や健康に支障が生じた場合，許可を取り消す場合がある。

◎旅行，登山等

- ・保護者の承諾を必ずとり，無理のない計画で実施すること。
- ・宿泊を伴う場合は旅行届，海外旅行の場合は海外旅行届を提出すること。

◎施設等への出入り

- ・飲酒，喫煙，薬物の使用やパチンコ店など生徒としてふさわしくない遊戯場，娯楽場への出入りはしない。また，広告宣伝等に利用される催し物への直接参加をしない。
- ・過激や特別な行動思想をもつ，又はおそれのある集会・不特定多数の集団・デモなどへの参加をしない。